

秋田県告示第 380 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定に基づき、告示する。

平成27年 9 月 4 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	日本建築検査協会株式会社
住 所	東京都中央区日本橋三丁目13番11号
業務区域	秋田県全域
構造計算適合性判定を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目15番6号 松木ビル3階
構造計算適合性判定の業務	全ての建築物の構造計算適合性判定
業務の開始の日	平成27年 8 月21日